

海外展開支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡バイオコミュニティ推進の一環として実施する海外展開支援（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、福岡バイオコミュニティ推進会議（福岡県バイオ産業拠点推進会議を含む。）で支援した企業又は福岡バイオコミュニティの推進に資する事業を行う企業の海外における販路の開拓、事業の拡大等を支援することで、福岡県内のバイオ関連産業の更なる振興や発展を図ることを目的とする。なお、福岡県及び久留米市からの補助金を財源とした委託事業であり、事業の実施にあたっては、公正かつ効率的に事業を進めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「当社」とは、福岡バイオコミュニティの推進機関である福岡バイオコミュニティ推進会議の事務局を務める株式会社久留米リサーチ・パークをいう。
- (2) 「実施機関」とは、委託事業を受託する機関をいう。
- (3) 「委託期間」とは、委託事業を実施する期間をいう。なお、委託期間は、事業採択日から2月末日までの期間内とし、第10条第2項に規定する委託契約で定める。
- (4) 「委託契約額」とは、第7条に規定する範囲内で、第10条第2項に規定する委託契約で定める委託費の額をいう。
- (5) 「委託経費」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当する経費をいう。
 - ① 事業計画書に記載した事項の実施に要した経費であること
 - ② この要綱の別表に掲げる対象経費区分に該当する経費であること
 - ③ 委託期間内に支払った経費であること

(委託対象者)

第4条 本事業の委託対象者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 福岡バイオコミュニティ推進会議の会員であること
- (2) 福岡県内に本社、研究所又は工場等を有する事業者であること
- (3) 原則として、中小企業（概ね資本金10億円以下程度の中堅企業を含む）又は法人格を有する中小企業者の団体であること

(対象事業)

第5条 本事業は、海外における販路の開拓、事業の拡大等に資するための事業を対象とする。

(補助対象経費)

第6条 委託事業の補助対象経費は、事業実施に必要な経費とし、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 他の法律又は予算制度に基づく支援（補助、委託等）を受けている経費
- (2) 商品の製造に係る経費（原材料費、製造委託費等）
- (3) 事業の対象として明確に区分できない経費
- (4) 証拠書類によって金額等が確認できない経費

(委託費)

第7条 委託費は、対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

(事業提案書の提出)

第8条 本事業の受託を希望する事業者は、当社が指定する期日までに事業提案書（様式1）を当社に提出しなければならない。ただし、第10条第2項に基づく契約後、採択された事業の委託契約額の合計が予算上限に達しない場合は、予算上限に達するまで、随時、事業者から事業提案書の提出を受け付けるものとする。

(審査)

第9条 事業者から提出された事業提案書について、当社社員、福岡県及び久留米市による審査を行い、委託業務の候補者を決定する。

2 審査会の委員及び評価方法等の内容は、公表しないものとする。

(委託先の決定と契約)

第10条 本事業の委託先は、前条第1項の候補者の中から当社が決定し、採択通知書（様式2）又は不採択通知書（様式2-2）にて、事業者に通知するものとする。なお、不採択理由の問い合わせには応じないものとする。

2 前項の通知後、速やかに採択通知書を受けた事業者と契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

3 第1項の採択通知書を受けた事業者が提案の取り下げを行う場合は、通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を当社に提出しなければならない。

(委託契約の変更)

第 11 条 実施機関は、事業計画書（様式 1 - 2）の内容を著しく変更しようとするときは、遅滞なく委託事業変更承認申請書（様式 3）を当社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画書に記載した経費の費目を他の費目に変更する場合において、変更した経費の金額（変更が複数回に亘るときはその累積額）が補助対象経費の 2 割未満であるときを除くものとする。

2 当社は、前項の承認をする場合において、必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 当社は、第 1 項の承認を行った場合には、委託事業変更承認書（様式 3 - 2）により実施機関に通知するものとする。

(再委託)

第 12 条 実施機関は、当社の承諾を得た場合に限り、事業計画書に記載した内容の一部を第三者に再委託することができる（以下、再委託された者を「再委託者」という。）。この場合において、実施機関は、委託契約に基づき自己が負うものと同様の義務を再委託者に負わせるものとし、再委託者の行為について一切の責任を負うものとする。

(委託事業の中止)

第 13 条 実施機関は、やむを得ない事由により受託事業の遂行が困難となって事業の実施を中止する場合は、委託事業中止承認申請書（様式 4）を当社に提出し、その承認を受けなければならない。

2 当社は、前項の承認を行った場合には、委託事業中止承認書（様式 4 - 2）により実施機関に通知するものとする。

3 当社、実施機関のいずれの責にも帰することのできない事由により委託事業の実施が不可能又は困難となったときは、当社と実施機関で協議のうえ、委託契約の全部又は一部を解除又は変更するものとし、それにより生じる損害については、相手方に対し賠償請求しないものとする。

(進捗状況の報告)

第 14 条 当社は、実施機関に対して、委託事業の進捗状況について、報告を求めることができる。

(実績の報告)

第 15 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、該当した日から 10 日以内に実績報告書（様式 5）を当社に提出するものとする。

- (1) 委託期間が終了したとき
 - (2) 委託期間の途中で委託事業が終了したとき
 - (3) 第13条第2項に基づき、委託事業の中止を当社が承認したとき
- 2 当社は、実績報告書に記載された委託事業の成果に関して、必要に応じて更に詳細な資料等の提出を実施機関に求めることができるものとする。
 - 3 実施機関は、当社から委託事業の成果等についての発表等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(帳簿等の整備)

- 第16条 実施機関は、委託にかかる経理の収支を明らかにするために、委託事業に関する帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出の証拠書類を整理し、委託契約を締結した日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）の末日の翌日から5年間保管するものとする。
- 2 実施機関は、当社の要求があるときは、当社の指定する期日までに前項の帳簿及び証拠書類を当社に提出しなければならない。

(検査)

- 第17条 当社は、第15条第1項に規定する実績報告書を受領したときは、その内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 当社は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
 - (1) 委託契約の履行に要した経費の支出状況についての検査
 - (2) その他、当社が必要と認めた検査
 - 3 当社は、前2項の検査を行う場合には、必要に応じて実施機関に参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができるものとする。

(委託費の額の確定)

- 第18条 当社は、前条第1項の検査をした結果、第15条第1項に規定する実績報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託額確定通知書（様式6）により実施機関に通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、実績報告書に記載された実際に委託業務に要した経費の2分の1の額と委託契約額のいずれか低い額とする。

(委託費の請求及び支払い)

- 第19条 実施機関は、前条第1項により確定した委託費について支払いを受けるときは、当社に

精算払請求書（様式7）を提出しなければならない。

2 当社は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく実施機関に委託費を支払うものとする。

（不正等に対する措置）

第20条 当社は、実施機関が、委託契約の締結にあたり不正の申立てをした場合又は委託事業の実施にあたり不正若しくは不当な行為（以下「不正等」という。）をした疑いがあると認められる場合は、実施機関に対して調査を指示することができる。

2 実施機関は、前項の指示を受けたときには、その調査の結果を書面により、当社に報告しなければならない。

3 当社は、前項の報告を受け、不正等の有無及びその内容を精査するにあたり、必要があると認めるときは、実施機関に対し、通告のうえ、実施機関の施設等に立ち入り、調査をすることができる。

4 当社は、前二項の調査の結果、委託契約に関する不正等が明らかになったときは、委託契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。

5 当社は、不正等の事実が確認できたときは、その内容を公表することができる。

6 当社は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

（加算金）

第21条 当社は、実施機関に対し、前条第4項に規定する返還金に加算金を付加して請求するものとする。

2 前項の加算金は、当該返還にかかる委託費を実施機関が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算するものとする。

（委託契約の解除）

第22条 当社は、次の各号のいずれかに該当したときは、委託契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 実施機関の責に帰すべき事由により、委託契約に違反したとき

(2) 実施機関の責に帰すべき事由により、委託契約の履行が不可能又は著しく困難になったとき

(3) 実施機関が不正又は虚偽の報告等をしたとき

2 前項の規定によって委託契約が解除されたことにより、事業計画書に記載した内容の全部又は一部を実施機関が完了できないとき、当社は、完了できない委託事業部分にかかる委託費を支払わないものとする。

(違約金)

第 23 条 前条第 1 項の規定により委託契約の全部又は一部を解除したとき、実施機関は違約金として、契約金額のうち、解除により完了できない経費の 10 分の 1 を指定する期限までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 24 条 実施機関は、自らの責めに帰する事由により、委託事業の実施に関し、当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(存続事項)

第 25 条 委託期間が終了し、又は委託契約が解除された場合であっても、各条項の対象事由が消滅するまでは、引き続きその効力を有するものとする。

(秘密の保持)

第 26 条 当社及び実施機関は、本事業で知り得た技術上及び企業上の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、当社が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 10 月 4 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別表

対象経費区分	内 容	具体例
1 委託料、外注費	<p>海外販路の開拓・拡大に必要となる専門知識・技術を要するものを、第三者に委託、外注する際に支払われる経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通訳費用 ・ WEB サイトの構築費用 ・ 商品カタログ・パッケージ等の翻訳費用 ・ コンサルタント費用 等
2 旅費	<p>本事業の実施に必要な海外への出張旅費（交通費、宿泊費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日当は対象外とする。 ・ 現地視察などの事業と直接関係しないものは、対象外とする。 ・ 出張行程に、自社事業等の他の事業が含まれている場合は、委託事業に対する部分のみを対象経費とする。 ・ 実施機関の旅費の支給に関する規定に基づき、実際に実施機関が出張者に支払った交通費及び宿泊費を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の展示会への渡航費 ・ 海外のバイヤーとの交渉のための渡航費 等
3 その他の経費	<p>上記以外の費用であって、事業実施に直接必要と認められる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会の出展費用 ・ 展示会への出展に必要な物品の輸送費 等

(様式1)

年度 海外展開支援事業
事業提案書

年 月 日

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長 殿

実施機関名
代表者職氏名

海外展開支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり 年度の海外展開支援事業に提案します。

記

1 事業名

2 提出書類

- ・(様式1-2) 事業計画
- ・(様式1-3) 事業費内訳書
- ・企業概要資料(パンフレット等)

(様式1-2)

事業計画書

事業名		
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業費	1 委託料、外注費	円
	2 旅費	円
	3 その他の経費	円
	補助対象経費	円
	申請額 (補助対象経費の1/2以内、 上限1,000,000円)	円

企業概要	
企業名	
代表者職氏名	
所在地	
資本金	
従業員数	
事業内容	
事業担当者	(所属・職名) (氏名) (電話番号) (メールアドレス)
その他 (※)	(福岡県内の事務所等) (久留米市内の事務所等)

※ 所在地が福岡県外の場合には、福岡県内の工場等の名称及び住所を記入すること。

※ 久留米市内に事業所等を有する場合には、その名称及び住所を記入すること。

4 事業後の展開

5 支援実績

(1) これまでの(株)久留米リサーチ・パークからの支援受託実績

事業名称 :

期間 :

商品名等 :

(2) 本事業に関する他の支援機関(JETRO等)からの支援状況

支援機関名 :

事業名称 :

支援期間 :

補助金額 :

※ 他の支援機関に提出した申請書等、経費の内訳が分かるものを添付すること。

事業概要図

※ 事業概要図については、任意の様式で作成し、提出することも可能

(様式1-3)

事業費内訳書 (予定)

(単位:円) (税込)

項番	区 分	事 業 に 要 す る 経 費
1	委 託 料 、 外 注 費	0
2	旅 費	0
3	そ の 他 の 経 費	0
補 助 対 象 経 費		0
申 請 額 (対象経費の1/2以内、 上限1,000,000円)		0

○ 事業費明細書

経費区分	1 委託料、外注費
------	-----------

(単位:円)(税込)

分類番号	委託・外注先(予定)	具 体 的 な 内 容	金 額 (予 定)	備 考
1	1			
1	2			
1	3			
補助 対	4			
1	5			
1	6			
1	7			
1	8			
1	9			
1	10			
合 計			0	

※ 商品の製造に係る費用(原材料費、製造委託費等)は計上しないこと。

○ 事業費明細書

経費区分	2 旅費
------	------

(単位:円)(税込)

分類番号	出張年月(予定)	出張先(予定) (海外の国・地域)	出張場所(予定)	具体的な出張理由 (※1)	人数(予定)	交通費(予定) (1人あたり) (※2)	宿泊費(予定) (1人あたり) (※2)	総額	備考
2	1							0	
2	2							0	
2	3							0	
補助 対	4							0	
2	5							0	
2	6							0	
2	7							0	
2	8							0	
2	9							0	
2	10							0	
合 計								0	

※1 現地視察などの事業に直接必要でないものは除くこと。

※2 提案企業の旅費等の規則に基づく予定額を記入すること。なお、精算時には提案企業から出張者に実際に支払われた旅費が対象経費となる。

○ 事業費明細書

経費区分	3 その他の経費
------	----------

(単位：円) (税込)

分類番号	契約先(予定)	具体的な内容	金額(予定)	備考
3	1			
3	2			
3	3			
補助 対	4			
3	5			
3	6			
3	7			
3	8			
3	9			
3	10			
合 計			0	

※ 商品の製造に係る費用(原材料費、製造委託費等)は計上しないこと。

(様式2)

第 号
年 月 日

実施機関名
代表者職氏名 殿

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長

年度 海外展開支援事業 採択通知書

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は 年度海外展開支援事業にご応募いただきありがとうございました。

ご応募いただきました提案内容について、審査の結果、採択となりましたので、海外展開支援事業実施要綱第10条第1項に基づき通知します。

敬具

記

1 事業名 「 」

2 契約予定金額 円
(うち消費税及び地方消費税 円を含む)

(様式2-2)

第 号
年 月 日

実施機関名
代表者職氏名 殿

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長

年度 海外展開支援事業 審査結果の通知について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は 年度海外展開支援事業にご応募いただきありがとうございました。

ご応募いただきました提案内容について、審査の結果、残念ながら貴意に添いかねることになりましたので、海外展開支援事業実施要綱第10条第1項に基づき通知します。

ご応募に感謝しますと共に、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

記

1 事業名 「 」

(様式3)

年 月 日

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長 殿

実施機関名
代表者職氏名

海外展開支援事業に係る委託事業変更承認申請書

年 月 日付で締結した海外展開支援事業委託契約の事業計画を変更したいので、契約変更承認について申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

※ 変更した事業計画書（様式1-2）は別添のとおり

(様式3-2)

第 号
年 月 日

実施機関名
代表者職氏名 殿

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長

海外展開支援事業に係る委託事業変更承認書

年 月 日付で提出された海外展開支援事業委託契約の委託事業変更承認申請については、申請の内容で承認します。

記

- 1 事業名
- 2 変更に対するコメント

(様式4)

年 月 日

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長 殿

実施機関名
代表者職氏名

海外展開支援事業に係る委託事業中止承認申請書

年 月 日付で締結した海外展開支援事業委託契約に基づく委託事業を下記の理由により中止したいので、申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止の理由
- 3 中止の期日

(様式4-2)

第 号
年 月 日

実施機関名
代表者職氏名 殿

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長

海外展開支援事業に係る委託事業中止承認書

年 月 日付で提出された海外展開支援事業委託契約に基づく委託事業中止承認申請について、承認します。

記

1 中止に対するコメント

2 中止に係る事務処理

この通知を受けた日後、速やかに実績報告書を提出すること。

(様式5)

年 月 日

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長 殿

実施機関名
代表者職氏名

年度 海外展開支援事業実績報告書

年 月 日付で締結した海外展開支援事業委託契約に基づく委託事業を下記のとおり
完了したため、報告します。

記

1 事業名

2 事業の内容及び成果

別添のとおり	事業成果報告書	(様式5-2)
	事業費内訳書	(様式5-3)
	事業実施資料	(委託事業で作成した物品等)
	経費確認書類	(請求書等)

事業成果報告書

事業名		
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業費	契約額 (A)	円
	補助対象経費 (B)	円
	補助額 (B)/2 (C)	円
	実補助額 (A)又(C)のいずれか低い額	円

事業実施内容詳細	
1 事業内容	
(1) 対象国	
(2) 対象商品	
① 商品名	
② 商品の説明	
(3) 実施した事業の内容	
2 具体的な事業の成果	
3 今後の展開	

※ 成果は具体的な数値で報告すること。

(様式5-3)

事業費内訳書(実績)

(単位:円)(税込)

項番	区 分	当 初 予 定 額 (※)	実 績 額	変 更 割 合
1	委 託 料 、 外 注 費		0	
2	旅 費		0	
3	そ の 他 の 経 費		0	
補 助 対 象 経 費		0	0	
補 助 額 (補助対象経費の1/2以内、 上限1,000,000円)		0	0	

※ 当初予定額には、契約時の事業計画書(様式1-2)の事業費を記入すること。

○ 事業費明細書

経費区分	1 委託料、外注費
------	-----------

(単位:円)(税込)

分類番号		委託・外注先	具 体 的 な 内 容	金 額	備 考
1	1				
1	2				
1	3				
1	4				
1	5				
1	6				
1	7				
1	8				
1	9				
1	10				
合 計				0	

- ※ 商品の製造に係る費用(原材料費、製造委託費等)は計上しないこと。
- ※ 請求書及び実施機関が実際に支払ったことが分かる書類(口座振替書等)を提出すること。
- ※ 請求書の記載が日本円ではない場合は、支払時の為替レートが分かる資料を提出すること。

○ 事業費明細書

経費区分	2 旅費
------	------

(単位:円)(税込)

分類番号	出発日 (年月日)	到着日 (年月日)	出張先 (海外の国・地域)	出張場所	具体的な出張理由 (※1)	出張者名	交通費 (※2)	宿泊費 (※2)	総額	備考
2	1								0	
2	2								0	
2	3								0	
2	4								0	
2	5								0	
2	6								0	
2	7								0	
2	8								0	
2	9								0	
2	10								0	
合 計									0	

※1 現地視察などの事業に直接必要でないものは除くこと。

※2 実施機関の旅費等の規則に基づく金額とし、当該旅費の精算書(金額と経路が分かるもの)を別途提出すること。

○ 事業費明細書

経費区分	3 その他の経費
------	----------

(単位：円) (税込)

分類番号		契約先	具体的な内容	金額	備考
3	1				
3	2				
3	3				
3	4				
3	5				
3	6				
3	7				
3	8				
3	9				
3	10				
合 計				0	

- ※ 商品の製造に係る費用(原材料費費、製造委託費等)は計上しないこと。
- ※ 請求書及び実施機関が実際に支払ったことが分かる書類(口座振替書等)を提出すること。
- ※ 請求書の記載が日本円ではない場合は、支払時の為替レートが分かる資料を提出すること。

(様式6)

第 号
年 月 日

実施機関名
代表者職氏名 殿

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社長

海外展開支援事業に係る委託額確定通知書

年 月 日付で提出された海展開支援事業委託契約に係る実績報告書に基づき委託額が確定したので、通知します。

記

委託費の確定額 円
(うち消費税及び地方消費税 円)

(様式7)

精 算 払 請 求 書

年 月 日

株式会社久留米リサーチ・パーク
代表取締役社 殿

登録番号

所在地

実施機関名

代表者職氏名

印

年 月 日付で締結し海外展開支援事業委託契約に係る精算払金として、下記のとおり請求します。

金 円也

(内訳) 課税対象額 : 円 消費税等 (10%) : 円

【内容】

- 1 題目 :
- 2 振込先銀行・支店名 :
- 3 預金種別 :
- 4 口座番号 :
- 5 口座名義 : 請求者に同じ